

2020生活総合改善終約

タクシー

事業改革協力金
正社員、労供フルタイム乗務社員3万円
労供短時間乗務社員1万円

ハイヤー

定昇維持
事業改革協力金 27万円

バス

勤続手当維持 事業改革協力金
バス乗務社員18万円
ガイド15万円

内勤

事業改革協力金 1.5ヶ月分

2020生活総合改善は、未曾有の新型コロナウイルス蔓延による全世界の混迷と日本国内の社会経済活動に前例のない障壁が立ちふさがる中で、旅客自動車産業への影響も極めて大きく、収益の激減によって全国で廃業や縮小を余儀なくされる企業が出るなど産業創設以来の苦難を迎え、業界各社が休業制度導入などによって事業存続を図る状況で、労働組合も「雇用の維持、確保を大前提」とせざるを得ない極めて厳しい中での取り組みとなつた。

協議方式で取り組んだハイヤー・バス部門は6月1日に会社提示を受け、両部門とも6月1日のバス部門中央委員会及び6月2日のハイヤー部門中央委員会において全会一致で可決した。また当初要求方式であったタクシー部門は新型コロナウイルス感染拡大による社会情勢などを総合的に勘案し、生産協力金としての回答を引き出すことが困難となり、4月2日に協議方式へと切り替え

6月1日に会社提示を受け、6月2日のタクシー部門中央委員会において全会一致で可決した。要求方式で取り組んだ内勤部門は6月2日に回答が示され6月3日の内勤部門中央委員会において妥結報告を行つた。

また、全部門要求であった期中成果配分に対する回答についても妥結し、6月4日に書面開催で行つた第5回中央委員会において報告した。

2か月余りにわたつた協議・交渉は一部で協議の継続を要することとなつたが、この間見識高く静かに見守ってくれた組合員、支部役員、各級機関に深く感謝を申し上げ、今後も引き続き現下の状況を克服するべく組織一丸となって取り組んでいくことを切に願い2020生活総合改善を終約する。

《ハイヤー乗務社員》

2020年6月1日

2020年度ハイヤー乗務社員 月例賃金・臨時給の提示(東京・大阪)

新型コロナウイルス感染症の影響による、現在の会社状況を鑑み、2020年度乗務社員月例賃金、臨時給等について下記の通り提示いたします。

記

- 1.月例賃金について(2020年4月6日付提示済み)
 - (1)組合員一人一律、定昇600円(勤続給100円、本給500円)とする。
 - (2)実施日は2020年4月度賃金とする。
- 2.年間臨時給 上期 支給いたしません。
下期 今後の状況により協議をいたします。
- 3.事業改革協力金 (1)支給額
支給日在籍者 270,000円
※研修生、長歟者(6月度賃金支給日に復職していない者)には、135,000円を支払います
※労供乗務社員は対象としません。
(2)支給日
2020年6月30日とします。

《タクシー乗務社員》

2020年6月1日

2020年度タクシー乗務社員 生産協力金の提示

新型コロナウイルス感染症の影響による、現在の会社状況を鑑み、2020年度乗務社員生産協力金について下記の通り提示いたします。

記

- 1.生産協力金 支給いたしません。
- 2.事業改革協力金 正社員、労供フルタイム乗務社員 30,000円
労供短時間乗務社員 10,000円
(2020年6月度給与支給日在籍者、一律)
※2020年6月17日までに営業所配属の教習生を含む
- 3.支給日 2020年6月26日とする。
- 4.その他
 - ・6月度給与期間全欠者は復帰後に支給する
 - ・割増賃金等算定、有給休暇算定等の基礎給の対象とはしない
 - ・班長内勤時の給与繰り入れはおこなわない
 - ・労働組合本部役員は支給対象としない

《バス乗務社員、ガイド》

2020年6月1日

2020年度バス乗務社員、ガイド 月例賃金・臨時給の提示

新型コロナウイルス感染症の影響による、現在の会社状況を鑑み、2020年度乗務社員、ガイド月例賃金、臨時給について下記の通り提示いたします。

記

- 1.月例賃金について
 - (1)規則により定められた金額(500円、1,000円)を、現行賃金に加算する
 - (2)実施日は2020年4月度以降の賃金とする
- 2.臨時給について 上期 支給いたしません。
下期 今後の状況により協議をいたします。
- 3.事業改革協力金
 - (1)支給額 支給日在籍者 バス乗務社員 180,000円
ガイド 150,000円
※研修生、長歟者(6月度賃金支給日に復職していない者)には、それぞれ、90,000円、75,000円を支払います
※労供バス乗務社員、労供ガイドは対象としません
 - (2)支給日 2020年6月30日

2020生活総合改善は、旅客自動車産業が慢性的な労働不足問題を抱えながら労働法制の強化による「働き方」の改革を迫られ、人工知能技術の進化、他産業、他業種の参入による競争激化、「国民総キャッシュレス化」による収益構造の変化など業界秩序の大きな変革期を迎えるなか、新たな交通社会の構築と業界の発展、自社の持続的成長に向け、企業の社会的責任であるコンプライアンスの達成と企業収益確保の両立に向けた取り組みを開拓している環境下、生産性向上と事業の根幹をなす「労働者」の適正かつ安定した職場環境の構築を目指し、様々な会社施策に積極的に協力するなかでの取り組みとなりました。

2020アクションプランに基づき、ハイヤー・バス部門は労使が進める抜本改革の推移状況を見据えた協議方式で、またタクシー・内勤部門は要求方式での取り組みとし、各級機関において下記の通り要求が決定いたしました。

2020生活総合改善は、コンプライアンス実現の最重要性を労使共有の認識とし、企業理念の実践と更なる企業価値の向上に向けた継続的な取り組みを具現化する極めて現実的な要求であることを斟酌され早期の回答を要求いたします。

記

タクシー部門

【タクシー乗務社員】

- ◎生産協力金 (1)乗務社員ひとり一律40,000円
(2)2020年4月度賃金支給日に支給すること。

内勤部門

【内勤職・整備職】

- ◎臨時給(年間)4.0ヶ月分を支給すること。

全部門

【期中成果配分】

- ◎会社経営の推移状況を踏まえながら労使協議を継続すること。

要求部門回答

【会社回答】

2020年6月2日

貴労組におかれましては、日常の会社施策にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による未曾有の危機的社会状況の中、わが国のみならず、世界中の経済・企業活動が、深刻な打撃を受けています。

当業界では、売上の源泉である「人の移動」が制限され、事業自体が壊滅的な状況となる中、会社は社員の雇用維持を第一に考え、創業以来ほぼ初めてと思われる、休業の発令という苦渋の選択をおこない、皆様のご協力の下、生き残りを図っていますが、「数年分の利益が僅か数ヶ月で霧消する事態」は、現在のみならず、将来的にも大きな影響を残すものと考えられます。

このような状況下での2020生活総合改善は、2月23日の全員団体交渉以降、継続審議となっておりましたが、この間にも状況の悪化はさらに進行し、終息の見込みも見えてこないことから、本日をもって、要求に対する一旦の回答をおこなうことといたします。

また、協議方式としたタクシー・ハイヤー・バス部門については、各々について会社提示をおこないますが、各部門とも、従来の生活総合改善要求の枠組みとしての臨時給、一時金は、その性質から考え、現下の状況ではお支払いすることが困難な状況となっています。

一方で、会社同様に、組合員の方々においても、売上の減少、休業等による困難な状況があることは痛感し、会社として何とか手を打ちたいと考えていること、また、緊急事態宣言の解除から、新型コロナウイルス感染症の収束を迎えて、社会活動が正常化されたとしても、企業がこの間に被った甚大な損害を修復するためには、様々な事業再構築策を迅速に進めていく必要があること、加えて、「新しい生活様式」の下で企業が生き残るために、事業の構造そ

のものを大きく変革させざるを得ないことが予想され、そこには、労働組合、および、組合員の方々のご理解、ご協力が不可欠であることを等を鑑み、現状で会社ができる限りの補償としての、「事業改革協力金」をお支払することとし、下期については今後の協議をいたします。

なお、貴労組より重ねて要求を受けている、「休業手当の増額」については、雇用調整助成金の上限額の引き上げを条件に検討を重ねていること、また、「感染対策のための安全装備」については、緊急に手配、一定のめどが立ち、順次手配を進める状況であることをご報告するとともに、緊急事態宣言解除後における事業活動においては、何よりも会社は社員の安全に配慮する必要があり、業務中ににおいては、遮蔽カーテンの導入のみならず、非接触型決済の拡大、また、お客様への協力の呼びかけなどをスピーディかつ多彩におこなっていきますので、あわせてご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1.内勤職年間臨時給

- 上期 支給いたしません。
下期 今後の状況により協議をいたします。

2.内勤職事業改革協力金

- 基礎給(勤続給+評価給+扶養手当)の1.5ヶ月分を支給します。
支給日は2020年6月30日とします。

3.期中成果配分

- 会社の経営状況を踏まえながら、今後も労使協議を継続いたします。

以上

2020生活総合改善終約

2019年11月末に発生し、本年6月2日現在、188の国と地域で感染者約625万人、死者約37万人を数え、いまなお世界中で猛威をふるう新型コロナウイルス(COVID-19)は、世界各国において経済活動の停止・停滞を招き、人的被害とともに計り知れない損失を与えている。

新型コロナウイルスの「発生源」とされる中国においては、感染予防に向けた世界へ情報発信や対策の遅れが原因となり、日本を含めた世界のほとんどの国と地域に感染が拡大し、全世界から非難を浴びることとなつた。そうした中でも中国は自国の感染抑制策の成果を強調し、一方、香港問題で「二国二制度」の事実上形骸化を図るなど米国や欧州各国、ロシアなどとの緊張悪化を招く霸権争いは感染症対策への激しい非難とともに世界経済に与える影響が極めて大きく、予断を許さない状況となつている。

日本国内でも4月7日の「緊急事態宣言」発動を境に社会活動の自粛によって国

内経済が大きく後退し、同じく全国規模での休校・休園などが国民生活に大きな負担を強いなど社会全体が疲弊しており、全ての産業が過去にない状況に追い込まれることとなつた。

その後、5月末に「緊急事態宣言」が解除されたものの、感染収束ではないことから国民に課された行動変容には変わりなく、今後も国民に対する様々な自粛要請や「新しい生活様式」の実践が求められている。同時に感染の第二波に向けて、東京を中心とした大都市部では検査体制の拡充と病床確保による医療体制の整備が喫緊の課題となつていて。

今次生活総合改善は、未曾有の新型コロナウイルス蔓延による全世界の混沌と日本国内の社会経済活動に前例のない障壁が立ちふさがる中で、旅客自動車産業への影響も極めて大きく、収益の激減によって全国で廃業や縮小を余儀なくされる企業が出るなど産業創設以来の苦難を迎える。業界各社が休業制度導入などによって事業存続を図る状況で、労働組合も雇用の維持・確保を大前提として取り組みながら、労働者的生活を維持するという極めて難しい局面にあるものの、国際グループの示す「抜本的な改革」のため効率的運用や新規営業の拡大など最大限の収益確保に向けた労使での緊密な連携と取り組みが不可

欠な状況となっている。

タクシー部門では、国民の重要な移動手段として「自肃要請対象外」の要請を受け、全ての従事者が公共交通機関としての使命を帯び、感染リスクと大きな不安を抱え、ながらも社会的責任に応えてきたものの、計り知れない損失を与えている。

一方で移動制限や車内感染不安などから利災を超えるレベルの異常事態に突入しておらず、日車営収と稼働率低下によって企業収益にこれまでにない影響が出ている。

バス部門は、2020年東京オリンピック開幕などによって業界全体が歴史上類を見ない状況となつており、特に観光バス事業は実上の「需要0」となるなど、全国各地で廃業する会社が始める壊滅的な領域に入っている。

「緊急事態宣言」解除後も業界の需要動向や感染状況などを目安とした事業コストの削減や調整などが重要となつて、行動変容や集団移動による旅行など観光事業の概念が今後大きく変わることが予測される中で、新型コロナウイルスの収束が遅れ行政の補助金や税制優遇措置などが追いつかなければ、来年予定の東京オリンピック・パラリンピックを待たずに廃業や縮小する事業者は続出すると見られ、各社は事業存続の経営判断を迫られる厳しい局面に来ている。

内勤部門は、感染拡大による自粛対策を行つてきるが、社会全体が今回の感染拡大を契機に「生産性」や「効率化」と称して社会全體が在宅勤務やリモートワークといった人の移動を伴わないビジネススタイルを確立しようとしており、収束後を見据えた企業の雇用形態に大きな変化をもたらしかねない状況となつていて。今後は「労働集約産業」としての特異性を見据えた柔軟な企業姿勢とより適正かつ効果的な評価制度による「働き方と働き方」を労使で極めて行くことが必要な状況となつていて。

国際グループは、旅客自動車業界を代表する企業として社会的責任である事業存続と社員・組合員の生活を維持するため先駆者として様々な施策を打ち出してきていくものの、社会全体が今回の感染拡大を契機として「接触から非接触」、「大規模から中・小規模」へと移行を加速させ、キャッシュレス化や自動運転技術の進化と導入も加速的に進むことはもちろん、「人が動くのではなく、モノを動かす社会」に変容して行き空問の使い方やリノベーションの変化によつて働き方の大きな変化が始まつておらず、社会の目標経済の流れ商売の在り方・働き方と働きかせ方・個人の思考変化による生

業の変化と「生きる世界」の全てがまさに変わろうとしている。

また、旅客自動車産業の今後は先の見えない世界の中で試行錯誤を覚悟しなければならない状況となつていてが、いち早く社会経済活動を復活させつつどれだけ柔軟に、どれだけ多角的に変わることができ、社会の要請に応えることができるのかなど、この業界でも企業存続の要件がはつきりしている。

タクシー部門では、社会と業界の流れを見据えた事業の改革を打ち出しているが、これは従来の単なる会社組織の機構変更だけではなく、グループ全体の効率向上のための拠点整備・コンプライアンスの徹底・新規事業の展開や営業力強化、現場の組織体制の強化と教育体制の見直しに加え、社員・組合員の「働き方」も変わっていく大改革であり、早期に安定した経営基盤の再構築を目指すものとなつており、4部門に対する会社の提示・回答も全て「事業改革協力金」という名目となつていて。

国際労働組合は、国内の経済活動が先行き不透明な状況に加え、社会全体の変容によつて企業の在り方そのものが大きく変更を余儀なくされることは勿論、資本社会の中で企業収益や生産性に対する評価が一層厳正化され、同時に就労形態が大きく変わらざるを得ない「分岐点」にきつていて、認識を持ちつつ、今後示される大きな改革に対し、「新たな世界における企業存続と組合員の生活確保」を第一義として「守るべきものと変わるべきこと」の比重の変化や柔軟な組織運営を目指し、積極的に取り組んでいかなければならない。

このような環境の中、我々の生活の糧である「職場の維持」と「生活の向上」を目指した協議・交渉となつたが、労働集約産業の「人財の力」の重要性とともに事業の継続と雇用の維持に最大限努力することが企業内労使の使命であり、今後も協調して取り組む必要性を共有した上で、今次生活総合改善の提示と回答が現在のコロナ禍における経営環境において最大限の経営判断に沿つて行くことであると高く評価し受け止めるところともに、国際労働組合が50有余年積み重ねてきた「團結力」と「kmブランド」の堅持こそが「国難」ともいえる「現在とこれから」未来に必要不可欠であると確信した生活総合改善となつた。

したがつて、2か月余りにわたつた協議・交渉は、部で協議の継続を要することとなつたが、この間見識高く静かに見守ってくれた組合員、支部役員、各級機関に深く感謝を申し上げ、今後も引き続き現下の状況を克服するべく組織一丸となつて取り組んでいくことを切に願い2020生活総合改善を終約する。

2020生活総合改善 日程表

月 日	会 議	2020生活総合改善
12月18日	第5回中央執行委員会	スタート
12月19日	第2回合同執行会議	
12月24日	第6回中央執行委員会	(書面開催)
1月8日	第1回拡大中央委員会	(基本構想確認)
1月31日	第7回中央執行委員会	
2月4日	第1回内勤部門労使会議	
2月5日	第1回内勤部門労使会議	
2月12日	第1回バス部門労使会議	(労使協議申入れ開始)
2月17日	第9回中央執行委員会	
2月18日	第10回中央執行委員会	
2月19日	第2回タクシー部門合同執行会議	(要求案確認)
2月19日	第1回タクシー部門中央委員会	(要求案提案)
2月19日	第4回内勤部門拡大中央委員会	(要求案提案)
2月21日	第11回中央執行委員会	
2月25日	第12回中央執行委員会	
2月26日	第2回バス部門拡大中央委員会	
3月2日	第14回中央執行委員会	
3月4日	第3回タクシー部門合同執行会議	
3月4日	第2回タクシー部門中央委員会	
3月4日	第5回内勤部門拡大中央委員会	
3月4日	第15回中央執行委員会	
3月5日	第3回合同執行会議	
3月5日	第2回中央委員会	(タクシー・内勤2部門 要要求認定期成績配分 要要求決定・妥結権委譲)
3月5日	第2回中央委員会	
3月5日	第3回バス部門拡大中央委員会	
3月5日	第3回バス部門労使協議	
3月5日	第1回全員団交	(タクシー・内勤2部門 要要求決定・妥結権委譲)
3月6日	第16回中央執行委員会	
3月6日	第1回全員団交	(タクシー・内勤2部門 要要求決定・妥結権委譲)
3月9日	第1回全員団交	
3月10日	第1回内勤部門団交	
3月11日	第2回ハイヤー部門労使協議	
3月13日	第2回バス部門労使協議	
3月16日	第1回タクシー部門団交	
3月23日	第1回三役促進団交	
3月24日	第17回中央執行委員会	
3月25日	第3回バス部門労使協議	
6月4日	第5回中央委員会	(書面開催) 承認確認終約
6月4日	第6回内勤部門中央委員会	(書面開催) 部門終約
6月2日	第25回中央執行委員会	
6月2日	第7回合同執行会議	
6月2日	第3回全員団交	(回答日)
6月1日	第8回バス部門労使協議	(会社提示)
6月1日	第7回タクシー部門労使協議	(会社提示)
6月1日	第4回バス部門中央委員会	(審議・可決 部門終約)
6月1日	第6回ハイヤー部門中央委員会	(審議・可決 部門終約)
6月2日	第5回タクシー部門中央委員会	(審議・可決 部門終約)
6月2日	第3回全員団交	(回答日)
6月2日	第5回ハイヤー部門労使協議	(会社提示)
6月1日	第8回バス部門労使協議	(会社提示)
6月1日	第7回タクシー部門労使協議	(会社提示)
6月1日	第4回バス部門中央委員会	(審議・可決 部門終約)
6月2日	第5回ハイヤー部門中央委員会	(審議・可決 部門終約)
6月2日	第3回全員団交	(回答日)
6月3日	第6回内勤部門中央委員会	(妥結報告・承認)
6月3日	第5回中央委員会	(書面開催) 部門終約
6月4日	第5回中央委員会	(書面開催) 部門終約

お悔み申し上げます



板橋支部
増田 孝氏
享年64歳

2019年12月2日

ご逝去されました。

ここに哀悼の意を表します。



バス東京支部
田村 将人氏
享年44歳

2020年3月1日

ご逝去されました。

ここに哀悼の意を表します。



品川支部
武智 哲弥氏
享年61歳

2020年6月2日

ご逝去されました。

ここに哀悼の意を表します。



羽田支部
藤吉 廣宣氏
享年64歳

2020年6月11日

ご逝去されました。

ここに哀悼の意を表します。

新型コロナウイルスの影響に伴う生活支援策について

「生活応援一時金」の支給

組合員の生活給の確保に向けた2020生活総合改善の協議と併せて感染拡大防止、組合員と利用者の安全確保など様々な協議を会社と続けると同時に、労働組合独自で出来得る施策について様々な検討を重ねた結果、減収による負担を少しでも軽減し、組合員一丸となってこの難局を乗り越えるべく全組合員・全労働組合員を対象として、下記の通り「生活応援一時金」を支給しました。

なお、今回の支給については一般会計・特別闘争積立金会計・労働者供給事業会計より支出することを、2020年4月3日の第21回中央執行委員会、および2020年4月7日の第6回合同執行会議にて確認し、2020年4月7日の第4回中央委員会に提案、審議を行い全会一致にて可決決定しました。

1. 支給額	組合員・労働組合員(フル)	一人一律 10,000円
	労働組合員(短時間)	一人一律 5,000円
2. 支給日	2020年4月16日(木)以降	
3. 対象者	2020年4月16日現在在籍している組合員・労働組合員 (2020年3月21日付加入までの組合員) 本部役員・支部長執行員を除く 計5,922名 長欠者は復帰後に支給	
4. 支給方法	各支部・分会を通じて現金にて支給	

緊急特設制度【組労貸付②】

共済制度の一環である本部貸出金規定を改定し、組合員に対する緊急的な生活資金支援となる小口貸付制度「組労貸付②」を臨時創設しました。

取扱期間：2020年4月8日～2020年7月6日申込受付分まで

内容：1口5万円を最大2口まで借入れ可能とし、手数料は免除する。

加入6ヶ月未満でも借入れ可能とし、借入れ1口の場合は保証人不要とする。

返済金額は月額一律1万円とし、返済は借入れ後3ヶ月間猶予する。

緊急対策融資制度

中央労働金庫と東京都が支援策の一環として行っている「新型コロナウイルス感染症緊急対策融資」の融資対象となる組合員への周知をはかり、その利用の手助けを行うとともに、中央労働金庫の協力を得て、組合員が緊急に必要としている生活資金を融資する、超低金利で全組合員対象の「緊急生活応援ローン」を導入しました。

新型コロナウイルス

感染症緊急対策融資

取扱期間：2020年3月27日～2021年3月31日申込受付分まで

融資条件：融資限度額 **100万円**、返済期間 **5年以内**、実質無金利(金利は都が負担)

緊急生活応援ローン

取扱期間：2020年3月31日～2021年3月30日申込受付分まで

融資条件：融資限度額 **100万円以内**、返済期間 **10年以内**、金利 **年1.5%**

規定改定

国際労働組合は、2020アクションプランに基づき規定の改定を行った。

2019年7月25日に行われた直接無記名投票において変更された規約改定に伴う、関連する規定の条数訂正や字句修正などの改定は、2019年12月19日の第2回合同執行会議で確認し、2020年1月8日の第1回抜

大中央委員会に諮り全会一致で可決された。

また本部貸出金に関する改定は2020年4月2日の第5回合同執行会議で、会議運営規定に関する改定は同年4月7日の第6回合同執行会議で確認し、それぞれ同年4月7日の第4回中央委員会に諮り全会一致で可決された。

	ページ	条項	現 行	改 定	備 考
書記局規定	23	第1条	この規定は規約第58条に基づき制定する。	この規定は規約 第57条 に基づき制定する。	規約改定による条数訂正
大会運営規定	26	第4条	…中央執行委員長あて通知する。	…中央執行委員長あて に 通知する。	字句修正
会議運営規定	31	第1条	この規定は会議運営の円滑を期すため規約第68条に基づき制定する。	この規定は会議運営の円滑を期すため規約 第67条 に基づき制定する。	規約改定による条数訂正
		第4条	この規定に定めていない事項で必要なことは、その都度その会議で決めることができる。但し、その会議のみ有効とする。	この規定に定めていない事項で必要なことは、その都度その会議で決めることができる。但し、その会議のみ有効とする。 また、大規模災害(地震・台風・津波など)もしくは戦争・内乱・暴動・テロ・感染症の拡大などにより、中央執行委員会において非常時と判断し、中央執行委員長が非常事態を宣言した場合には、第9章非常時第25条各項の通りとする。	非常時の対応を追加 (2020年4月7日可決)
	34	第16条	議事の採決の方法は規約第63条に基づき行う。	議事の採決の方法は規約 第62条 に基づき行う。	規約改定による条数訂正
		第17条	会議の決定は規約第62条に基づきすべて過半数で決め、…	会議の決定は規約 第61条 に基づきすべて過半数で決め、…	
	35	第23条	諸会議は規約第61条により原則として公開とする。…	諸会議は規約 第60条 により原則として公開とする。…	具体的な対応 (2020年4月7日可決)
		第9章 非常時 (新設)		第4条に定める非常時においては、中央執行委員長の判断により書面並びにインターネット等を利用しての開催ができる。また、規約第27条・第33条・第59条に記載のある「出席」については、書面開催の場合は委員の署名、インターネット等利用の場合は、開催時に各支部に集合している委員を以って出席とする。 尚、会議議長・書記は置かないが、議事録は中央執行委員会、部門中央執行委員会が記録し、会議終了後に各委員に明示する。	
		第25条		2 議事については、原則として事前に書面もしくはインターネット等を利用して委員所属の支部に明示する。また、委員からの質問については、同様に原則として書面(メールを含む)で中央執行部宛とし、会議開催前日までに受け付け、開催当日までに質問内容と回答を周知する。 3 審議事項を伴う中央委員会、部門中央委員会開催時の採決については、書面開催の場合には賛成委員の署名記入数、インターネット等利用の場合は、各支部における賛成委員名とその人数をメール等で報告し、以って規約第62条記載の「挙手」とみなし、決定する。尚、この項における採決については中央委員会議長及び部門中央委員会議長の議決権も含む。 ※以下、条数繰り下げ	
会計規定	36	第1条	この規定は規約第107条に基づき制定する。	この規定は規約 第106条 に基づき制定する。	規約改定による条数訂正
		第4条	中央執行委員会は、規約第113条により…	中央執行委員会は、規約 第112条 により…	
	37	第11条	組合の収入は組合費、加入金、寄付金、その他とする。 組合費及び加入金は規約第109条、第110条に基づき次の通り定める。 1. 各職種の区分は、…	組合の収入は組合費、加入金、寄付金、その他とする。 組合費及び加入金は規約 第108条、第109条 に基づき次の通り定める。 1. 各職種の区分は、…	
		第19条	組合の会計年度は規約第116条による。	組合の会計年度は規約 第115条 による。	
	39	第23条	規約第111条による賦課金など、…	規約 第110条 による賦課金など、…	
	40	第25条	会計監査は、…。但し、大会に報告する際には規約第115条による…	会計監査は、…。但し、大会に報告する際には規約 第114条 による…	
賃金旅費規定	42	第1条	この規定は規約第118条に基づき制定する。	この規定は規約 第117条 に基づき制定する。	規約改定による条数訂正
本部貸出金規定	50	第14条		この規定に定めていない緊急事項、及び特別の処置を要する状況が発生した場合、中央委員会の議を経て、運用の一部を変更することができる。 ※以下、条数繰り下げ	条文新設 (2020年4月7日可決)
道交法対策委員会規定	51	第1条	この規定は規約第59条に基づき制定する。	この規定は規約 第58条 に基づき制定する。	規約改定による条数訂正
労働金庫対策委員会規定	54	第1条	この規定は規約第59条に基づき制定する。	この規定は規約 第58条 に基づき制定する。	規約改定による条数訂正
		第7条	預金は委員会において一括とりまとめ、…	預金は委員会において一括してとりまとめ、	字句修正
	56	第13条	会計監査は、規約第70条に定められた会計監査によって行い、その方法は規約第114条を準用する。	会計監査は、規約 第69条 に定められた会計監査によって行い、その方法は規約 第113条 を準用する。	規約改定による条数訂正
苦情処理委員会規定	58	第1条	この規定は規約第59条に基づき制定する。	この規定は規約 第58条 に基づき制定する。	規約改定による条数訂正
		第7条	(苦情の申し立) 組合員は苦情のあるときは…	(苦情の申し立て) 組合員は苦情のあるときは…	字句修正
	59	(申し立の期間)	苦情申し立の期間は事由発生の日から30日以内とする。	(申し立ての期間) 苦情申し立ての期間は事由発生の日から30日以内とする。	
		第9条	(異議申し立) 異議のある場合、申し立人は1週間以内に中央苦情処理委員会に異議申し立を行ふ…書面をもって申し立るものとする。	(異議申し立て) 異議のある場合、申立人は1週間以内に中央苦情処理委員会に異議申し立てを行ふ…書面をもって申し立てるものとする。	
火災共済規定	60	第1条	この規定は規約第59条及び第120条に基づき制定する。	この規定は規約 第58条 及び 第119条 に基づき制定する。	規約改定による条数訂正
組合活動救援規定	66	第1条	この規定は規約第59条及び第117条に基づき制定する。	この規定は規約 第58条 及び 第116条 に基づき制定する。	規約改定による条数訂正
福利共済規定	69	第1条	この規定は規約第59条及び第119条に基づき制定する。	この規定は規約 第58条 及び 第118条 に基づき制定する。	規約改定による条数訂正
自助年金規定	75	第10条	乗務社員、ガイドの組合員をもって構成し、一口以上の全員加入とする。	乗務社員、ガイドの組合員をもって構成し、一口以上の全員加入とする。 ただし、職員、整備士については、加入を希望する者は加入できるものとする。	追記
査問規定	81	第1条	この規定は規約第59条及び第97条に基づき制定する。	この規定は規約 第58条 及び 第96条 に基づき制定する。	規約改定による条数訂正
		第7条	2 除名及び役員の解任については規約第69条に基づき行い、…。	2 除名及び役員の解任については規約 第68条 に基づき行い、…。	
	82	第8条	規約第97条によって…。 2 規約第100条によって…。	規約 第96条 によって…。 2 規約 第99条 によって…。	
		第9条	再審議は規約第100条及び第101条による。	再審議は規約 第99条 及び 第100条 による。	
選挙規定	83	第1条	この規定は規約第59条及び第85条に基づき制定する。	この規定は規約 第58条 及び 第84条 に基づき制定する。	規約改定による条数訂正
労働者供給事業運営規定	91	第17条	5. 事業運営規定に違背したとき	5. 事業運営規定に違反したとき	字句修正
支部規定	94	第1条	この規定は規約第93条に基づき制定する。	この規定は規約 第92条 に基づき制定する。	規約改定による条数訂正

第28期 支部長執行員・分會長・副支部長研修会

職務の瞑想思考と支部執行力の創造的強化策の立案

2019年12月16日(月)～17日

2019年12月16日(月)～17日
火の1泊2日で、千葉県成田市
「ホテル日航成田」において、長年に
亘り講師としてお世話になつてい
る日本労働教育研究所代表 滋賀
又浩正先生をお迎えして、本部役
員はじめ支部長執行員12名、分会
長1名、副支部長18名の出席で、第
28期支部長執行員・分会長・副支部
長研修会を開催しました。

回の研修は、長年お世話になつていて
る勝又先生が日本労働教育研究所で
を立ち上げた当初から研究、実行
されてきた。“自ら理解”して“自ら
行動”する学習スタイルを取り入れ
ました。皆さんは組織の要となるメ
ンバーですので、行動に対する主体
性を理解していくだけれどと思いま
す。いつになくハードな内容にな



日本労働教育研究所代表
勝又浩正先生

国際労働組合の中央委員会の存在価値の検討と機能向上策の立案 第28期 中央委員研修会



北里中央執行委員長

員の方ははもちろんのこと、ベテランの方に習の機会になると思います。ぜひ楽しんで取り組んでいただき、これから組合活動や自分自身に活かすための有意義な時間にしていただきたいです。」と挨拶がありました。

オリエンテーションに続き、参加した中央委員が10のグループに分かれ、「国際労働組合の中央委員会」という組織機關の役割とは何か?「その役割を実践する上での阻害事由とは何か?」「その阻害事由をどのように解消するか?」について、瞑想して思考を整理し、アイデアを附箋へ記し、その附箋を分類・順位付けをすることで、最も有効な手段を絞り込んでいきました。多くの参加者が初めて体験する学習方式であり、苦戦する姿も見受けられましたが、他の参加者と協力し、ときに活発な議論を交わしながら課題解決への道を模索していきました。

2日目は、初日に検討した中央委員会の機能を向上させるための、具体的なスケジュール作りに取り組みました。自分が実践することを念頭に置くと、具体的なスケジュールを描くことがいかに大変であるか、痛感している様子でした。

グループごとにスケジュールを提出した後、田北中央副執行委員長から総括があり、最後に勝又先生より「これから時代は自ら情報を収集し判断する必要不可欠です。今回の研修で取り組んだことを習慣化していただけ、常に先のことを想像しながら活動するようになってください。期待しております。」というお言葉をいただき、「研究行動会議」と銘打たれた2日間の研修会が終りました。

参加された中央委員の皆さんには、研修内容を積極的に活用して、今後の組合活動に取り組んでください。2日間大変お疲れ様でした。



第28期 支部長執行員・分會長・副支部長

支部長の指揮下において行動する職場委員の基本任務

第28期 財務部長・職場委員研修会



第29期 时政部長 瞿暢毛昌

第52回 スキーツアー＆スクール

第52回スキーツアー＆スクールは、2020年1月27日(月)～29日(水)の3日間、今回が初開催となる新潟県の苗場スキー場において、12支部125名(労供含む)の参加で開催しました。

場プリンスホテルのパーティー会場「三国」を貸し切って、全員参加の夕食会が開かれました。プリンス自慢のビュッフェを堪能した後、恒例の大抽選会がはじまる、新潟の名産品や話題のお土産が当選する度に会場から大歓声が挙がり、終始笑顔のあふれる夕食会となりました。

3日目は晴天に恵まれ、滑走を日いっぱい満喫する参加者と、急遽企画が決まった伊香保温観光へ行かれる参加者に分かれました。「最高の天気の下で滑れて良かった!」と言う滑走を楽しんだ方と、「水沢うどんおいしいです」「温泉を満喫しました!」と観光を楽しんだ方それぞれの満足した声も挙がり、参加者全員が充実した最終日となったようです。

帰りのバス車内では、「雪不足のなかでも滑れて楽しかった!」来年も必ず参加します」「次はこのスキー場へ行きたい」など、貴重な感想や要望をたくさん頂きましたので、次回多くの組合員さんが楽しく参加できる企画を用意します。皆さんの積極的なご参加をお待ちしています。

参加者の皆さんをはじめ、道中安全運転に努めていただいたケイエフ担当者、運転手の方々、宿泊施設の方々、お世話になった方々に感謝

ム観光バスのドライバーさん、ガイドさん、大変お疲れ様でした。

